

## 更新時講習等実施要領の制定について

平成23年4月8日  
例規(免)第13号  
警察本部長

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定し、平成23年4月8日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、更新時講習等実施要領の制定について(平成14年例規(免)第56号)は、廃止する。

別添

### 更新時講習等実施要領

#### 第1 趣旨

この要領は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)に基づく更新時講習及び道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「令」という。)に基づく特定任意講習(以下これらを併せて「更新時講習等」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 定義

この要領において次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。

- 1 更新時講習 法第108条の2第1項第11号に規定する運転免許証(以下「免許証」という。)の更新を受けようとする者又は特定失効者に対する講習をいう。
- 2 優良運転者講習 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。)第38条第11項第1号の表に規定する優良運転者に対する講習をいう。
- 3 一般運転者講習 規則第38条第11項第1号の表に規定する一般運転者に対する講習をいう。
- 4 違反運転者講習 規則第38条第11項第1号の表に規定する違反運転者等のうち、一定の違反者に対する講習をいう。
- 5 初回更新者講習 規則第38条第11項第1号の表に規定する違反運転者等のうち、違反者運転者以外の者に対する講習をいう。
- 6 特定任意講習 法第101条の3第1項ただし書きの規定により更新時講習を受ける必要がないものとされる公安委員会の任意講習(高齢者講習を受ける必要がないものとされるものを除く。)で、地域、職域、生活環境等に照らし自動車又は原動機付自転車の運転に関し、ほぼ共通の条件下にあると認められた者に対する講習をいう。
- 7 特定失効者 法第97条の2第1項第3号の規定により、免許証の有効期間の更新を受けなかった者で、その者の免許が効力を失った日から起算して6月(海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由があるため、その期間内に運転免許試験を

受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して3年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して1月)を経過しないものをいう。

- 8 経由申請者 法第101条の2の2に規定する免許証の更新を受けようとする者のうち、当該更新を受ける日において優良運転者に該当するもので、その者の住所地を管轄する都道府県公安委員会以外の都道府県公安委員会(以下「経由地公安委員会」という。)を経由して、更新申請書の提出により更新することができる者をいう。

### 第3 講習の委託及び講習受託機関への協力

#### 1 講習の委託

更新時講習等は、法第108条の2第3項及び規則第38条の3の規定により、公安委員会から講習業務の資格認定通知書(運転免許関係事務及び講習の資格認定基準に関する規程(平成22年千葉県公安委員会規程第2号)別記第6号様式)の交付を受けた者に委託して実施するものとする。

#### 2 講習受託機関への協力

交通部運転免許本部免許課長(以下「主管課長」という。)及び署長は、公安委員会から更新時講習等の委託を受けた者(以下「受託者」という。)に対し、更新時講習等に必要な管内事故状況などの資料の提供及び会場の調整について協力するとともに、講習が効果的かつ円滑に実施できるよう配意しなければならない。

### 第4 講習指導員

#### 1 講習指導員の要件

受託者において選任する講習指導員は、次の要件を考慮した上で、人格及び教育能力において十分に適格性を有する者をもって充てるものとする。

- (1) 25歳以上の者であること。
- (2) 普通自動車を運転できる免許を現に受けている者で3年以上の運転経歴を有するものであること。
- (3) 道路交通法関係法令、自動車等の安全運転について十分な知識を有する者であること。

#### 2 審査及び承認

##### (1) 申請書の提出

主管課長は、受託者から講習指導員となろうとする者の氏名、住所及び前記第4の1の要件を満たすことを明らかにした講習指導員承認申請書(別記第1号様式)の提出を求めるものとする。

##### (2) 審査及び通知

主管課長は、講習指導員承認申請書を受理したときは、当該申請に係る講習指導員としての適性等に関する審査を行い、承認するときは講習指導員承認書(別記第2号様式)を、承認しないときは、その理由を付した講習指導員審査結果通知書(別記第3号様式)を受託者を通じて交付するものとする。

##### (3) 資格の取消し及び停止

ア 資格の取消し

主管課長は、受託者が講習指導員の資格を有する職員を解任した場合は、講習指導員解任等届（別記第4号様式）の提出及び審査合格証書の返納を受けるとともに、講習指導員の資格を取り消すものとする。

#### イ 資格の停止

主管課長は、受託者から講習指導員が運転免許の保留、効力の停止処分を受けるなど、運転免許が一定期間停止された場合は、講習指導員解任等届の提出を受け、講習指導員の資格を停止するものとする。

### 第5 講習指導員に対する研修等

#### 1 主管課による研修等

- (1) 主管課長は、法令改正、講習細目の追加、変更等により必要と認めるときは、適時、研修会を開催し、講習指導員の講習能力の向上を図らなければならない。
- (2) 主管課長は、講習指導員の知識、教育能力等の維持向上と研修効果を測定するため、巡回教養等の機会を通じて講習内容等の指導を実施するものとする。
- (3) 主管課長は、前(2)の指導結果により、講習能力に向上の必要が認められる講習指導員があるときは、補習研修を開催し受講を求めるものとする。

#### 2 受託者による研修等

主管課長は、講習の充実と講習指導員の資質の向上を図るため、受託者に講習指導員の新任研修（採用時）及び現任研修（年2回以上）の計画的な開催を求めるものとする。

### 第6 受講期間等

#### 1 講習施設

優良運転者講習及び一般運転者講習にあつては、交通部運転免許本部千葉運転免許センター及び交通部運転免許本部流山運転免許センター（以下これらを併せ「運転免許センター」という。）又は署（幹部交番を含む。以下同じ。）とし、違反運転者講習及び初回更新者講習にあつては、運転免許センター又は千葉県道路交通法施行細則（昭和35年千葉県公安委員会規則第12号。以下「県細則」という。）の別表第1に掲げる署とする。

なお、署で行う講習は、警察施設又は公共施設等で講習に適した施設とする。

#### 2 受講期間

##### (1) 更新申請者

更新申請書の提出日（経由申請者にあつては、経由地公安委員会に更新申請書を提出した日）から更新免許証の交付日までの間とする。

##### (2) 特定失効者

免許の効力を失った日から6月を経過しない間とする。

なお、特定失効者が、運転免許申請書を提出した日に講習を受けることは差し支えない。

#### 3 受講日

##### (1) 運転免許センター

更新申請日とする。

## (2) 署

署においては、更新免許証を交付する日は後日となることから、原則として更新免許証の交付日を受講日として指定するものとする。その際、講習の日時、場所その他講習に関する事項を、更新時講習・免許証交付通知書（別記第5号様式）により本人に通知するものとする。

## (3) 署指定日に受講できなかった者に対する教示

指定日に受講できない者は免許証の有効期間を考慮し、同署での次回講習、運転免許センター及び他署での受講を含めた教示をするものとする。この場合、他署において受講を希望するときは、希望する署の連絡先、講習場所及び時間を併せて教示するものとする。

## 4 受講証明書

更新時講習の受講証明書は、原則として受講者に対する免許証の交付をもって代えることとする。また、講習受講日に免許証を交付できない受講者に対しては、更新時講習受講証明書（別記第6号様式）を交付するものとする。

## 第7 学級の編成等

### 1 学級の編成

学級の編成は、講習効果の上がるよう適正な人数で編成するものとする。  
なお、各区分の講習は、個別に学級の編成を行い実施するものとする。

### 2 講習指導員等の配置

(1) 運転免許センターは、1学級につき指導員1人、補助者1人を配置するものとする。

(2) 署は、1学級につき指導員1人を配置し、また、必要人数に応じて補助者を配置するものとする。

### 3 特別学級の編成

講習効果を高めるため、運転免許センターで行う講習については、次の特別学級を編成するものとする。

#### (1) 高齢者特別学級

違反運転者講習及び一般運転者講習受講者のうち65歳以上70歳未満の者を対象とする。

#### (2) 二輪車特別学級

初回更新者講習受講者を対象とする。

### 4 講習実施方法

定時集合方式で実施するものとする。

## 第8 講習の方法

講習は、区分ごと更新時講習の講習科目及び時間割りに関する細目（別表第1）に準拠して実施するものとし、主管課長は、受託者に講習指導案の作成及び提出を求めなければならない。

## 第9 講習用教材

### 1 教本

講習において使用する教本は、次の内容が簡潔にまとめられたものを使用するものとする。

- ア 交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）中第2章（歩行者の心得）及び第3章（横断の仕方）を除く内容
- イ 最近における道路交通法令の改正の概要
- ウ 危険予測、回避方法、自動車等の安全な運転に必要な実践的な知識
- エ 心肺蘇生、自動体外式除細動器（AED）の使用等、負傷者の救護処置の具体的な方法

## 2 地方版資料

教本と併せた効果的な講習を実施するため、次の内容を盛り込んだものを作成して活用するものとする。

- ア 本県における道路交通の現状と交通事故の実態
- イ 車が故障した場合の措置、連絡先等
- ウ 交通事故相談所一覧表
- エ 各種運転免許関係手続案内（更新、失効、再交付、記載事項変更届出等の各種免許関係手続を行う際の申請日時場所、必要な書類などを教示するもの）
- オ その他、本県の実情に応じた内容

## 3 視聴覚教材

視聴覚教材は、講習指導案に応じて、次のものを活用することとする。

- ア テレビ及びビデオ（DVD）デッキ
- イ プロジェクター及びビジュアルプレゼンター
- ウ オーバーヘッド投影機、トランスペアレンシー
- エ 必要に応じテーピングマシンその他の教育用資器材

## 第10 運転適性、技能についての診断と指導方法等

一般運転者講習、違反運転者講習及び初回更新者講習において実施する運転適性、技能の診断と指導方法は、次のとおりとする。

### 1 検査用紙使用による診断と指導

運転適性診断と指導は、運転者の運転行動に関する意識及び態度を測定するために有効である簡易な設問（二者択一式、30問程度）及びその回答に基づく指導内容が記載された検査用紙を用いて行い、これにより運転者の運転行動に関する意識及び態度を測定し、その結果に基づいて安全運転に必要な指導助言を与えることとする。

### 2 器材使用による診断と指導

（1）運転適性診断と指導（検査器材使用）、安全運転態度の診断と指導又は運転技能の診断と指導において使用する器材は次のとおりとし、参加・体験・実践型の講習となるよう工夫するものとする。

- ア 視覚刺激反応検査器材
- イ 動体視力検査器
- ウ 夜間視力検査器
- エ 診断用模擬運転装置

オ 運転シミュレーター

カ 自動車等

(2) 器材使用による診断と指導に当たっては、受講者の人数と講習時間に応じた適切な器材を選択して実施し、その診断結果に基づいて個別的に安全運転の指導を行うものとする。

### 3 特定失効者に対する講習の留意事項

特定失効者があった場合、免許証の有効期間の更新を受けることができなかった理由、免許が効力を失った日から起算した経過期間等を確認し、受講すべき講習の選別を誤らないよう留意すること。

## 第11 特定任意講習

### 1 受講対象者

受講対象者は、必ずしも6月以内に運転免許証の更新を受けようとする者に限定する必要はないが、更新時講習免除の対象となるのは、受講後6月以内に更新申請をした満了日において満70歳未満の者に限られることを受講者に明示するものとする。

### 2 講習施設

講習は、警察施設、公民館、集会所等講習に適した施設を使用して行うものとする。

### 3 学級編成等

#### (1) 学級編成

受講対象者の特性等に配慮し、講習効果の上がるような適正な人数で編成するものとする。

#### (2) 講習指導員の配置

原則として、前記第7の2(2)に準じて配置するものとする。

### 4 特定任意講習開催の手続

(1) 署長は、特定任意講習開催に係る要望を受けたときは、その人数、構成等を検討し必要と認めるときは、申込団体代表者から特定任意講習申込書(別記第7号様式)の提出を受けるものとする。

なお、他の都道府県公安委員会の管轄する区域内に住所地がある者から受講申請があった場合でも受講を認めるものとする。

(2) 署長は、申込団体代表者から特定任意講習申込書を受理したときは、速やかに主管課長及び受託者に特定任意講習申込書の写しを送付するものとする。

### 5 受講申請の受付

講習の受付は、受講者から特定任意講習申請書(別記第8号様式)の提出によるものとする。

### 6 特定任意講習の方法

講習は、特定任意講習の講習科目及び時間割りに関する細目(別表2)に準拠して実施するものとする。

### 7 受講証明書の交付

署長は、受託者が特定任意講習を実施したときは、受講者数の報告を求めるとともに、特定任意講習終了証明書(運転免許に係る講習に関する規則(平成6年国家公安

委員会規則第4号。別記様式第2号)を受講者に交付するものとする。

8 実施結果報告

署長は、特定任意講習を実施したときは、特定任意講習申込書の写しに特定任意講習申請書を添えて、主管課長に送付するものとする。

9 講習用教材

前記第9を準用するものとする。

10 特定失効者に対する講習の留意事項

更新申請書を提出した日前1年以内に特定任意講習を受講している者については、運転免許試験の一部免除を受けるために改めて講習を受けることを要しないことから、特定任意講習終了証明書の日付を確認すること。